



## ～ 事業停止処分7件～

平成19年度の自動車運送事業者に対する行政処分状況について

1. 事業用自動車に関係した重大事故及び飲酒運転等の悪質な違反を伴う事故は、我が国の経済活動と国民生活を支える運送事業の社会的信頼を失わせ、ひいてはその経営基盤を揺るがすものとなります。

このため、九州運輸局は、自動車運送事業者に対して監査を実施することにより、法令遵守に対する指導を適宜行うとともに、違反行為に対しては「事業の停止」をはじめ厳正な行政処分を行っています。

2. 平成19年度中に行った行政処分件数(車両使用停止以上)は、198件(対前年度 - 34件、14.7%減)であり、内訳は、許可の取消12件、事業の停止7件及び車両の使用停止179件となっています。業態別では、トラックが106件(対前年度 - 40件、27.4%減)と全体の約5割を占めており、次いでタクシー74件(対前年度±0件)、バス18件(対前年度+6件、50%増)となっています。

また、処分に至った事案に関する監査の端緒は、「悪質違反」及び「重大事故惹起」が約3割を占めています。

3. また、運転者の酒気帯び運転や過労運転による重大事故や、運転者が酒気帯び運転を行っていたことを事業者が黙認している等極めて悪質な事案に対しては、厳正に対処する必要があることを踏まえ、重大事故や悪質違反の防止、悪質事業者の改善、さらには悪質事業者の市場からの排除について検討を行い、平成18年8月1日から以下のとおり行政処分の厳格化を行っておりますが、平成19年度において、下命・容認が3件(最高速度違反容認1件、過積載下命1件、無免許運転下命1件)、悪質違反を伴う重大事故(運転手に対して指導監督を行っていなかった。)が1件(酒気帯び運転1件)事業停止処分を行いました。

《主な措置内容》

- (1) 事業者ぐるみで酒気帯び運転や過労運転等の悪質違反を命じ又は容認した場合  
【当該営業所に対し7日間の事業停止処分】
- (2) 悪質違反を伴う重大事故を引き起こした事業者であって、当該違反を防止するための指導監督が不十分であった場合  
【当該営業所に対し3日間の事業停止処分】
- (3) 重大事故を引き起こしていないものの、運転者が悪質違反を引き起こした場合  
【重大事故を引き起こした場合と同様に処分日車数を加重】

4. 当局としては、今後も監査を強化し、安全面に問題のある事業者に対して厳正な行政処分を行うことにより、利用者保護の充実及び安全性の徹底を図ることとしています。

### 【連絡先】

自動車運送事業安全管理室 (自動車交通部自動車監査官) 担当 宮寄 富田 電話 092-472-2529
---

# 行政処分状況の内訳

平成20年3月末現在で198件の車両使用停止以上の行政処分を行った。

内訳

許可の取消 12件（所在不明事業者に対する取消処分）  
 事業の停止 7件  
 車両の使用停止 179件（事業の停止及び許可の取消となったものを除く。）

## ① 業態別行政処分状況（車両の使用停止以上）

事項		業態		バス	タクシー	トラック	合計		
		バス	タクシー						
処分の内容	許可の取消件数					12	12		
	事業の停止	処分件数					7	7	
		内訳	下命・容認（7日間）				3	3	
			悪質違反を伴う重大事故（3日間）					1	1
			停止日数270日車超となり営業所の事業停止処分					3	3
	処分期間（延日数）						41	41	
	車両の使用停止	処分件数 （事業停止分：内数）			18	74	94 (7)	186 (7)	
		処分車両数 （事業停止分：内数）			45	484	278 (115)	807 (115)	
		延処分日車数 （事業停止分：内数）			1,200	3,555	8,053 (2,303)	12,808 (2,303)	

悪質違反の下命・容認等で事業停止を加算したものを含む。

## 業態別の処分に至った事案に関する監査の端緒

監査の端緒		業態		バス	タクシー	トラック	合計
		バス	タクシー				
悪質違反	飲酒、酒気帯び運転	0	5			11	16
	ひき（当て）逃げ	0	0			4	4
	無免許運転	0	2			1	3
	無車検運行	1	1			4	6
	小計	1	8			20	29
重大事故惹起				1	7	30	38
駐停車違反・放置行為等				0	35	0	35
過積載による運行						36	36
その他				16	24	20	60
合計				18	74	106	198

（注）重複する原因は、上位に計上

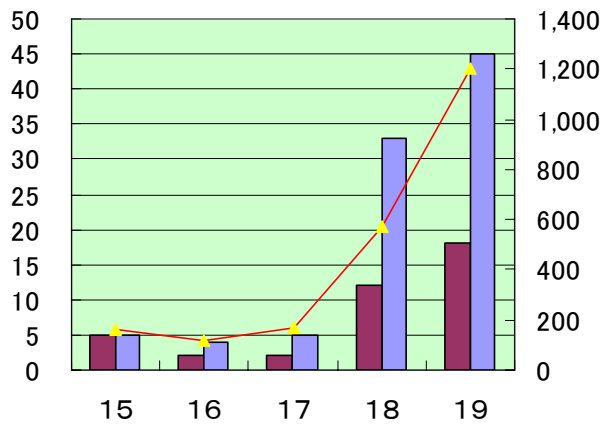
# 自動車運送事業者行政処分件数等推移

平成20年3月末現在

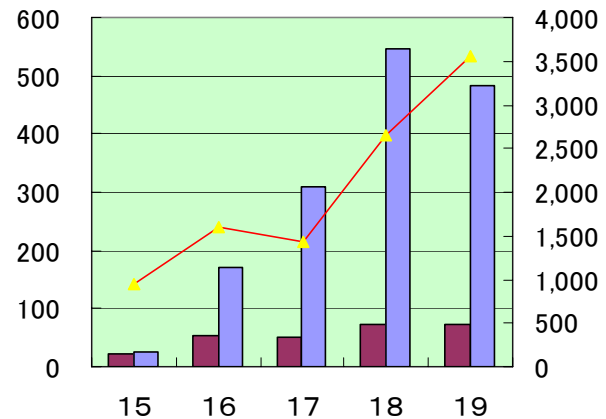
			平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
事業の種類	バス	件数(件)	5	2	2	12	18
		車両数(両)	5	4	5	33	45
		延停止日車数	160	115	165	575	1,200
	タクシー	件数(件)	22	54	50	74	74
		車両数(両)	24	169	308	545	484
		延停止日車数	955	1,600	1,440	2,655	3,555
	トラック	件数(件)	187	156	121	146	106
		車両数(両)	277	298	306	480	208
		延停止日車数	8,610	9,810	8,420	12,445	7,560
合計	件数(件)	214	212	173	232	198	
	車両数(両)	306	471	619	1,058	737	
	停止日車数	9,725	11,525	10,025	15,675	12,315	

※1) 件数には、許可の取消を含む。 ※2) 延停止日車数=停止日数×停止車両数  
 ※3) 車両数・停止日車数には、悪質違反の下命容認等で事業停止を加算したものは含まない。

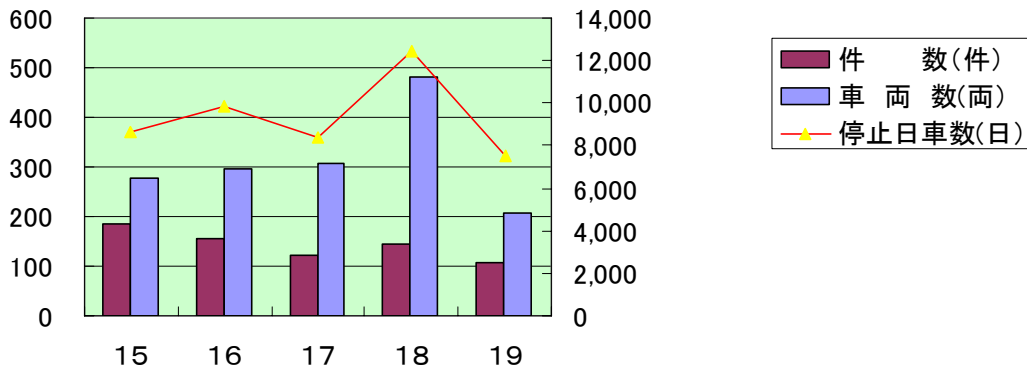
バス



タクシー



トラック



■ 件数(件)  
 ■ 車両数(両)  
 ▲ 停止日車数(日)